

建 経 業 第 30 号
建 経 技 第 69 号
建 経 工 第 15 号
令和 8 年 5 月 1 日

関係各課及び各出先機関の長 様

交通基盤部建設経済局 建設業課長
技術調査課長
工事検査課長

中東情勢の変化等による建設資材の確保に対応した適正な工期設定について
(通知)

このことについて、「中東情勢の変化等による原材料費、エネルギーコスト等の取引価格を反映した適正な請負代金の設定や適正な工期の確保について (通知)」(令和 8 年 4 月 16 日付け建経業第 19 号、建経技第 49 号)で通知しているところであるが、一部の建設資材が入手困難な状況となっていることから、下記のとおり適切に対応するよう改めて通知します。

記

- 1 契約中の工事において、建設資材の確保に期間を要し工事工程に支障が生じる場合は、設計変更等運用基準 7 (5) に基づき、工期延長の変更契約を行うこと。
- 2 また、建設資材の確保に相当の期間を要し、これにより工事の施工ができない場合は、契約約款第 20 条第 2 項に基づき、工事の一時中止を行うなどの必要な措置を講ずること。
※一時中止については「工事の一時中止等に係るガイドライン」を参照
- 3 今後発注する工事の工期については、建設資材の確保に必要な期間を考慮したうえで、適切に設定すること。
また、今後も建設資材の確保に期間を要することが予測されることから、早期の工事発注をすることにより資材調達期間の確保に努めること。

以上